



農業委員会だより

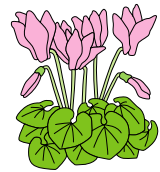
西東京市の風と緑～

第11号

編集：発行 西東京市農業委員会
(保谷庁舎)

住所：西東京市中町1-5-1
TEL：042-438-4044(直通)

西東京市民まつり



平成23年11月12日(土)・13日(日)の両日、恒例の第11回西東京市市民まつりが、いこいの森公園で盛大に開催されました。

9月から本格的な準備に入り前日の設営では、雨天の中での作業となりましたが、開催日は両日も穏やかな晴天に恵まれ2日間でも穏やかな晴天に恵まれ2日間でも昨年より1万人以上も多い17万人以上の人がありました。

農業部門では、毎年恒例の品評会が開催され、農業者が丹精込めて生産した850点ほどの農産物が出展されました。

今年、収穫時期前後に、台風によって大きな被害を受けるなど、生産者にとつては大変な苦労の連続でしたが、その中で日々の絶えまない努力により、とても素晴らしい農産物がそろいました。

また、毎年恒例の野菜でつくられた宝船も展示され、市民の注目を集めていました。また、宝分けや品評会に出展した農産物の販売では、多くの市民に市内産の農産物のPRになったことと思います。

品評会の主な受賞者は次の方々です。(敬称略)

野菜部門

東京都知事賞

キヤベツ

東京都産業労働局長賞

里芋

東京都農業振興事務所長賞

きゅうり

西東京市農業委員会会長賞

ほうれん草

下田 茂昭

保谷 眞啓

本橋 和利

鈴木 智博

植木部門

東京都知事賞

ヤマボウシ

東京都産業労働局長賞

シマトネリコ

東京都農業振興事務所長賞

花水木

西東京市農業委員会会長賞

斑人アオキ

野口 秀晶

野口 秀晶

浜野 森好

土方 貞文



今年も西東京市農産物キャラクタームぐみちゃんが駆けつけ、農業コーナーは大いに盛り上がりました。



農業施策に関する建議について

11月9日(水)会長、会長職務代理、農業委員16名が出席し農業施策に関する建議書を市長に提出しました。

建議の内容には、都市農業の着実な進展を図るための「農業振興に関する多様な取り組みの推進」として5項目、また、都市農業の基盤たる多面的機能を有する農地保全を図るための「農地保全を目的とした農地の有効利用の促進」として4項目を盛り込みました。



建議書を提出した後、前回の建議についての進捗状況などを踏まえながら市長、副市長と懇談を行い、この中で農業委員会からは、生活者と隣接する地域で営まれる都市農業のメリットと難しさなどについて、活発な意見がだされました。

農業景観散策

10月22日(土)に、半日をかけて南町、向台町などを中心とする農業景観散策会を実施しました。

当日、残念ながら天候に恵まれませんでしたが、参加者は17名で、野菜農家一軒と果樹農家一軒の皆様に、全面的なご協力をいただき、都市農業の難しさややりがいなどをお話ししていただきました。また、収穫体験や新鮮な野菜やキウイフルーツをお土産にいただきました。とても充実した景観散策会になりました。



農地利用状況調査

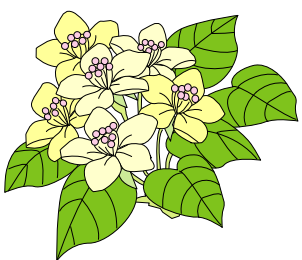
農地部会長 河合 芳治

10月24日から26日の三日間で調査を実施しました。農地部会では本年、委員の判断の目安となるよう肥培管理基準を作成しました。

しかし実際、細目に亘たる基準何がしよりも、圃場に一步踏み入れた瞬間に管理良さが肌で感じられ、日頃からの努力に敬意を申し上げる次第でした。また問題のある圃場では遠目にも状態が察しられ改めて適正な管理をお願いすることとなりました。

東日本震災以降、耕作したくても出来ない状況にある同僚の農家の思いに鑑みれば毎年生産できる田畑がここにあることに感謝をし、より一層の肥培管理をしなくてはと痛感いたしました。管理基準については今後も部会において良い指針になるよう検討を重ねたいと思います。

農家のみなさんにはご協力ほんとうにありがとうございました。



農業者年金について

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積み立て方式(確定拠出型)の公的年金として、平成14年1月よりスタートしました。支払った保険料は、全額社会保険控除の対象になり税制面での優遇処置があります。また、認定農業者の方で一定の要件を満たす場合には、国からの保険料補助が受けられます。このように、農業者の皆様だけが加入できるメリットの多い安心な制度となっております。

加入できる方

- ① 60歳未満の国民年金第1号被保険者
- ② 農業に年間60日以上従事する者
- ③ 20歳以上60歳未満の者
- ※①から③まで満たす者(60歳になる前月までは、いつでも脱退や再加入ができます。)

保険料の金額

月額保険料は、2万円から6万7千円の範囲で千円単位の額で自由に選択できます。

詳しくお知りになりたい方は、農業者年金のパンフレットをお送りします。農業委員会事務局までご連絡ください。

市内産農産物の放射能検査

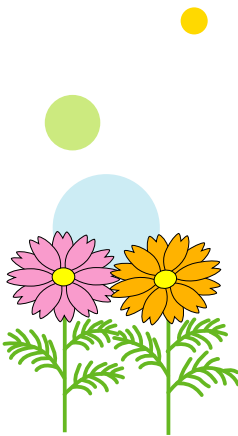
東京都は、西東京市内産農産物について検査をした結果、すべての検体について暫定規制値を下回りました。

品目	採取日時	検査結果【放射能濃度(Bq/kg)】					
		放射性ヨウ素		放射性セシウム			
		暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値		
コマツナ(露地栽培)	4月27日 9:00	2,000	ND	500	ND		
ホウレンソウ(施設栽培)	4月27日 9:00		ND		ND		
コマツナ(施設栽培)	6月15日 9:30		ND		ND		
コマツナ(露地栽培)	8月3日 9:30		ND		ND		
コマツナ(施設栽培)	10月5日 9:30		ND		ND		
キャベツ(露地栽培)	11月8日 10:00		ND		ND		
ホウレンソウ(露地栽培)	1月24日 9:30		ND		ND		
※「ND」とは、検査機関の分析による検出限界値未満を示します。							

親子で野菜作りにチャレンジ!!

9月23日(金)から11月26日(土)にかけて、西原町の農家さんのご協力をいただき、カブとホウレンソウを題材にして実施しました。申し込みされた方は親子46名で、種蒔きと収穫を体験しました。

農家さんの提案で、ホウレンソウの収穫の際には、結束テープで束ねる作業を設定していただきました。参加者は自分たちで収穫したホウレンソウを手にして、興味津々で作業に取り組んでいました。また種蒔きから収穫までの期間の様子を、写真を織り交ぜ資料にさせていただきました。農業者さんとの意見交換も毎回活発に行われ、その中で生産の喜びと、難しさや、都市の中で農業が担っている役割などを勉強していただきました。地元農家さんとの交流を深めながら、信頼関係も深まったことと感じました。



生産緑地追加指定について

生産緑地は、農地経営の安定、農地の保全や安全でおいしい農産物の供給、植木の緑豊かな生活環境作りへの効果など多面的な役割を果たしています。このため西東京市農業委員会では平成16年から都市整備部都市計画課と連携して生産緑地地区の追加指定申請の受付を随時行っております。

尚、指定対象となる農地等につきましてはいくつかの指定要件があります。

追加指定の希望のある方や、要件など詳しくお知りになりたい方は左記あてにご連絡ください。

【受付先】
都市整備部都市計画課

電話0424641311(代表)

認定農業者制度

認定農業者とは、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を市の基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて支援していくものです。今年度は、新たに2名の農業者と平成18年度に西東京市で初めて認定を受けたうち26名の農業者、計28名が認定を受けました。そのうち6名が家族協



定を結び家族みんなで安定した農業経営を目指しております。制度内容などについては、市にお問合せください。

西東京市産農産物等 活用推進事業補助金

市では、農産物キャラクターめぐみちゃんを表示した資材の作成に係る経費に補助金が交付されま

1. 対象者

○次の各号のいずれかの要件を満たすものに補助金の交付をします。

- (1)市内に農地を所有し、自ら農産物を生産している市内在住の農業者
 - (2)市内に農地を所有し、自ら農産物を生産している市内の団体
 - (3)市内で市内産農産物の加工品の製造を行う事業所
- 補助金の交付は、当該年度中で1世帯(1団体、1事業所)につき、1回とします。

2. 補助対象経費

(1)資材の作成又は印刷に係る経費

(2)資材の購入に係る経費

※資材とは、市内産農産物の販売、宣伝又は市場出荷に用いる袋、ダンボール箱、シール、テープ等で、西東京市農産物キャラクターの「めぐみちゃん」を表示するものとします。

※加工品については、市内産農産

物を使用し、原材料欄に必ず西東京市産と明示することとします。

3. 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内とし、2万円を限度とする。(西東京市認定農業者は3万円、市内の団体・事業所は5万円を限度とする。)

ご不明な点など詳しくお聞きになりたい方は、生活文化スポーツ部産業振興課農業係まで。
電話 042-438-4044

味噌作り

保谷 隆司委員

農協便りに、農産物の加工についての記事が有りましたので、私の味噌作りの経験を少しお話ししたいと思います。

友人に勧められ、6名のグループで自家採種可能な江戸川農業試験場分場保存の在来種秋大豆を原料として味噌を作り始めたのが2008年、昨年までは6名分の自家用として年約300kgの味噌を仕込んできました。しかし、人によつては消費しきれない量なので知り合いに実費で販売してしまいましたが、今年から作業場を加工場に改築し、正式に販売が出来るように計画を進めてきました。ここで幾つかの問題に直面したのです。

加工場の設計を依頼した設計士に手続上の業務も御願いしながら建築を進めましたが、第一の問題が建築許可の問題です。私の住まいは第一種住宅専用地域なので加工場単独としての建築は出来ません。住まいと一体の加工場でなければ許可が下りないので、設計士の方も大分苦労をしたようですが、農作業場を併設するので作業場の延長というように解釈で建築許可を取る事が出来ました。設計は設計士が保健所の指導に従って行い、食品衛生法上問題が無いようにする必要があり、保健所の検査が最後に有り、多少の不具合は有りましたが無事許可を得る事が出来ました。

次に問題となったのは原料大豆についてです。大豆については生産された物を仕入れて原料にする場合は遺伝子組み換えでない証明が出来ない物を使用すれば良いのですが、栽培している在来大豆にその証明書は有りません。そこで、検査機関に遺伝子検査を依頼するか、種子の出所である農業試験場江戸川分場に証明をして頂く必要があります。

その他に食品衛生責任者の資格が必要で、無い方は講習を受ける事で取得できます。井戸水の使用は毎年水質検査をする必要があります。

費用もかかってしまうので保健所では水道水の使用を勧められました。

以上が大まかな味噌販売許可を得るための内容ですが、何にも増して問題になるのが、どの様に販売するかで、これから暫く悩まされる事になりそうです。

相続で取得した農地は届出を

平成21年12月に改正農地法が施行され、相続により農地の権利を取得した場合は、農業委員会への届出が必要になりました。届出は簡単ですので、忘れずに届出を行ってください。詳しくは農業委員会事務局まで。

事務局職員の異動(7月1日付)

新たな職員
産業振興課農業係兼農業委員会事務局書記 主任 大和田 健司
前任の江澤啓子主任は、議会事務局へ異動されました。お疲れ様でした。

編集後記

農業委員会だより第十一号をお届けします。いかがでしたか。皆様方のご愛読を心からお願いいたします。

編集委員一同